

齒科保健課

1. 歯科口腔保健施策について

厚生労働省では、平成元年から80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした8020（ハチマル・ニイマル）運動を推進しており、その成果として8020達成者の増加や学童期のむし歯有病者率の減少など、国民の歯及び口腔の健康状態が改善されている。

歯・口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、平成23年8月には「歯科口腔保健の推進に関する法律」が公布・施行されている。本法に基づき、平成24年7月に「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（以下「基本的事項」という。）を策定し、令和6年度からは第二次基本的事項を「歯・口腔の健康づくりプラン」として開始している。

（1）歯・口腔の健康づくりプランについて

歯・口腔の健康づくりプランでは、社会環境の整備に関する取組を一層推進し、口腔の健康格差の更なる縮小を目指すとともに、健康寿命の延伸や健康格差の縮小につながるよう、国民の口腔の健康の保持・増進に更に取り組んでいく。都道府県等においても、地域の状況に応じた基本的事項に基づき、引き続き歯科口腔保健施策を推進していただきたい。

なお、歯・口腔の健康づくりプランの評価のためのベースラインについては、令和6年度に実施した歯科疾患実態調査等を踏まえて、令和7年度に議論を開始する予定としている。【PI 歯3】

（2）歯科疾患実態調査

今年度の歯科疾患実態調査の実施にご協力いただいた都道府県等の担当者におかれては感謝申し上げます。調査結果については、令和7年6月末までに概要を、令和7年11月末までに最終的な統計表を弊省ホームページにて公表予定である。なお、本調査は4年ごとに実施することとしており、次回調査は令和10年度に実施予定である。都道府県等におかれては、調査の実施に引き続きご協力いただきたい。【PI 歯3】

（3）歯科口腔保健の推進に関する主な事業

① 8020運動・口腔保健推進事業

「8020運動・口腔保健推進事業」において、地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、歯科疾患の予防や口腔機能の維持向上のために必要な事業、要介護高齢者等への対応や人材育成等の実施に対する財政支援を実施しているところ。

都道府県等からの本事業に関する要望等を踏まえて、来年度は一部事業内容の拡充や補助要件の見直しを予定しており、「歯科健診（検診）事業」について、従来の歯科健診（検診）だけでなく簡易スクリーニングの実施も可能とし、人口規模の大きい都道府県及び保健所設置市の補助単価等を見直すこととしている。また、「歯科健診（検診）・クリーニング事業」として、歯科健診（検診）にあわせて簡易的な歯面清掃を行う事業を新規で実施予定としてい

る。

各都道府県におかれては、市町村へ周知いただくとともに、市町村支援に引き続き努めていただき、当該事業も活用しつつ、更なる歯科口腔保健施策を推進していただきたい。【PI 歯 4】

② 歯科口腔保健支援事業

国民に対する歯科口腔保健の正しい知識の普及啓発等を目的とし、歯科口腔保健支援事業において、歯科健診に関する啓発動画等を作成し、ポータルサイト（「iiha-からだの健康、お口から-」 <https://iiha.mhlw.go.jp/>）で公開している。

都道府県等におかれては、住民への歯科口腔保健に関する啓発活動等にご活用いただきたい。【PI 歯 4】

③ 歯科保健医療情報サイト

自治体等における歯科保健医療施策の取組の推進を目的とし、歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業において、好事例等を収集し、ウェブページ（「歯科保健医療情報サイト」 <https://dental-care-info.mhlw.go.jp/index.php>）で情報提供を行っている。

都道府県等におかれては、サイトを活用いただくとともに、引き続き事例の提供等にご協力いただきたい。【PI 歯 4】

④ 歯周疾患検診について

健康増進事業においては、市町村が行う各種取組に対する国庫補助を実施しているが、その中で、これまで歯周疾患検診の対象となっていなかった20歳・30歳を令和6年度から対象に追加したところ。各都道府県・市町村におかれては、生涯を通じた歯科健診（検診）に向けた取組の推進として、歯周疾患検診をさらに推進していただくようお願いしたい。【PI 歯 5】

また歯周病検診マニュアルについては、今般見直しを行い「歯周病検診マニュアル 2023」をとりまとめたところであり（令和6年5月10日付け医政発0510第14号）、新たなマニュアル及び歯科健康診査票を用いた歯周疾患検診を令和8年度から実施することとしている。円滑な実施に向けて、関係団体とも連携の上ご準備いただくとともに、歯科健診（検診）の推進をお願いしたい。【PI 歯 5、6】

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項について

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項

- 平成23年に施行された「歯科口腔保健の推進に関する法律」の第12条第1項において、厚生労働大臣は歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を定めることとしている。
- 歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項では、同法において規定されている国及び地方公共団体が講ずる施策について、総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定める。

国及び地方公共団体が講ずる施策（第7～11条）

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

参考）歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）

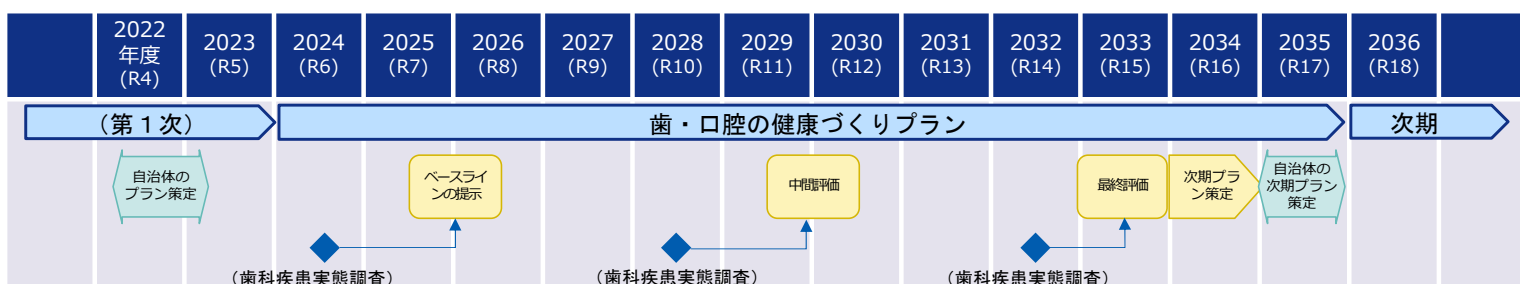
（歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等）

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

- ◆ 平成24年7月に、歯科口腔保健に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的事項として、平成24年から平成34年までの10年間の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（第一次）が定められた。
- ◆ 令和3年には、都道府県等の策定する医療計画等の期間と調和を図る観点から、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の期間を1年延長し、令和5年度までとされた。なお、令和4年度に最終評価が実施された。
- ◆ 令和6年度から令和17年度までの12年間の「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（第二次）は、「歯・口腔の健康づくりプラン」として、歯科口腔保健に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的な事項を定めることとしている。

歯・口腔の健康づくりプランのスケジュール

- 歯・口腔の健康づくりプランの計画期間については、健康日本21（第三次）をはじめとした他の計画（医療計画、医療費適正化計画等）との計画期間を一致させ、整合性を図るために、令和6年度から令和17年度までの12年間とする。
- 歯・口腔の健康づくりプランの中間評価をプラン開始後6年を目処に、最終評価を同10年を目処に行い、計画期間中に次期（令和18年度開始）の基本的事項の策定のための期間を設ける。
- 歯・口腔の健康づくりプランの評価のためのベースラインはプラン初年度である令和6年度の値とし、目標値は令和14年度として設定する。
- ベースラインの提示・中間評価及び最終評価に必要なデータソースである歯科疾患実態調査は、次期基本的事項の評価実施時期を踏まえ、令和6年度から4年ごとに実施する。



令和7年度当初予算案 13.3億円（12億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定されている歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（平成24年度制定）に基づき、各地域において様々な取組が実施されている。
- 令和6年度より、「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項（第2次）」が開始され、地域における歯科健診やフッ化物物所応用等の虫歯予防対策、歯科関係職種等の養成等の歯科口腔保健施策の推進に関する取組を今まで以上に実施することが求められている。
- また、「骨太の方針2024」において「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組の推進」も含めた、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとしていることも踏まえ、自治体における歯科口腔保健の推進のための体制の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

1. 8020運動推進特別事業

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う（平成12年度から実施）。【実施主体：都道府県】補助率：1/2相当定額

- 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

【事業実績】
2年度44箇所、3年度44箇所、4年度45箇所、5年度46箇所

3. 歯科口腔保健支援事業

国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等を行う。
【実施主体：株式会社 等】

- ・ 歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
- ・ マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
- ・ セミナー、シンポジウム等の開催等

2. 都道府県等口腔保健推進事業【一部拡充】

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるため実施される歯科保健事業を行う（平成25年度から実施）。
【実施主体：都道府県、政令市、特別区、市町村】（※補助メニューによって異なる）補助率：1/2相当定額

- 口腔保健支援センター設置推進事業
【事業実績】2年度46箇所、3年度46箇所、4年度49箇所、5年度53箇所
- 口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - I 歯科疾患予防等事業
 - ① 歯科疾患予防事業
 - ② 歯科健診事業【拡充：都道府県・保健所設置市の補助単価の見直し】
 <標準事業例> 歯科健診事業（個別・集団）、医科健診等への歯科健診同時実施事業、歯科疾患等簡易スクリーニング事業 等
 - ③ 歯科健診・クリーニング事業【新規】
 - ④ 食育推進等口腔機能維持向上事業
 - II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進事業
 - ① 歯科保健医療推進事業
 - ② 歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業
 - III 調査研究事業
 - ① 歯科口腔保健調査研究事業 ※旧Ⅲ 歯科口腔保健推進体制強化事業（廃止）
 - ② 多職種連携等調査研究事業

【事業実績】 I 2年度104箇所、3年度163箇所、4年度200箇所、5年度388箇所
II 2年度53箇所、3年度64箇所、4年度70箇所、5年度65箇所

歯・口腔の健康づくりに関わる皆様

歯科保健医療情報サイト

https://dental-care-info.mhiw.go.jp/index.php

歯科保健医療情報サイトが開設されました！

効果的な取組事例
取組事例の中で、特に効果的な事例を紹介！

Point 1 検索機能

全国の自治体事例から地域を絞って事例の詳細の閲覧が可能

Point 2 統計データ

国(e-Stat)や自治体の歯科保健医療に関する統計データへアクセス可能

Point 3 PDFダウンロードも可

事例の詳細をPDFでダウンロード可能

歯4

歯科健診（検診）の体制

○各ライフステージにおける歯科健診の制度

	健診（検診）	根拠法	実施主体	対象年齢（対象者）	備考
乳幼児	乳幼児歯科健診	母子保健法	市町村	1歳6ヶ月・3歳	◆市町村が実施義務を負う
生徒等・児童	学校歯科健診	学校保健安全法	学校 <small>※保育所等の児童福祉施設は、児童福祉法に基づき、学校保健安全法に準じた健診を行う。</small>	毎学年実施	◆学校が実施義務を負う（※大学を除く）
妊産婦	妊産婦歯科健診	母子保健法	市町村	妊産婦	◆母子保健法に基づき市町村が努力義務で実施 ◆平成10年度から地方交付税措置
574歳	歯周疾患検診	健康増進法	市町村	20、30、40、50、60、70歳	◆健康増進法に基づく健康増進事業として市町村が努力義務で実施 ◆「歯周病検診マニュアル2015」を参考に実施 ◆令和6年度から20、30歳を追加
	労働安全衛生法に基づく歯科特殊健診	労働安全衛生法	事業者	塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者	◆事業者が実施義務を負う
75歳以上	後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診	高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者医療広域連合	後期高齢者	◆後期高齢者医療制度事業費補助金等の補助メニューである ◆「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」（平成30年）を参考に実施

○歯科保健課の予算事業による歯科健診【令和5年度拡充】

歯科健診事業（都道府県等口腔保健推進事業）：市町村が独自に実施する歯科健診事業を支援

就労世代の歯科健康診査等推進事業：歯科健診を実施していない事業所や自治体等に対して歯科健診実施等を支援 等

歯周病検診マニュアルの見直しの方向性

令和4年3月24日	資料 (改)
第4回 歯科口腔保健の推進に係る 歯周病対策ワーキンググループ	

見直しの方向性

- 本マニュアルの主な対象者は、健康増進法に基づく歯周疾患検診（自治体における歯科健診）の計画、準備及び実施に関わる自治体職員であることを前提とし、以下の観点で見直しを行うこととしてはどうか。
- 自治体等が受診勧奨や歯科保健指導、普及啓発に活用できるよう、口腔の健康と全身の健康を含め、学術情報を更新し、受診勧奨や歯科保健指導に効果的に取り入れられるようにする。
 - 歯科専門職以外の職員が検診等を担当することも考慮し、検診等における役割に応じて必要な情報を参照できるように整理する。
 - 集団方式と個別方式の特徴や注意点について、感染対策も含め、記載する。
 - 検診等の受診率向上のため、具体的な方法（検診等の案内の作成時における留意点、ナッジ理論を使った効果的な案内例等）について記載する。
 - 他の地域で参考になるような、検診等・歯科保健指導等の好事例と考えられる取組について記載する。
 - 結果のばらつきを改善するために必要な検診等の準備やキャリブレーション、口腔内診査のポイント、環境整備等について、より具体的な内容を記載する。
 - PHRもふまえた結果の電子化やデータ管理の重要性、また結果の分析による地域診断、歯科保健施策への活用等について記載する。
 - 検診等の具体的な実施方法や診断方法について、歯周病専門医以外の歯科医師も理解しやすいよう記載を工夫する。
 - 本人自身による口腔の健康の気づきや歯科医療機関への受診につながるような、また、歯科専門職以外の者も実施可能な口腔内診査以外の方法についても、自治体等の参考となるよう、記載する。

【歯周病検診マニュアル（改訂案）】目次

I はじめに

1. 歯周病検診の意義
2. 歯周病について
3. 歯周病検診の根拠となる法令と対象
4. 本マニュアルの対象者

II 検診の実施方法

1. 検診実施の流れと各関係者の役割
2. 市区町村の歯科保健担当者のための手順
 - (1) 検診実施前の事前計画・準備（検診実施の体制の選定）
 - (2) 受診対象者に向けた検診の案内
 - (3) 検診準備における留意事項：検診の精度向上のための準備
 - (4) 検診準備における留意事項：感染症予防対策
 - (5) 検診実施
 - (6) 結果の説明と指導の場の設定
 - (7) 記録の整備等
3. 歯周病検診を実施する歯科専門職のための手順
 - (1) 問診
 - (2) 口腔内検査
 - (3) 検診結果の判定
 - (4) 検査結果の説明及び歯科医療機関への受診勧奨
 - (5) 判定に基づく指標
 - (6) 市区町村への連絡
4. 企業や保険者等における歯科保健の推進

III 関連通知等

IV 参考文献

※赤字は改定案として変更または追加した目次項目

（参考）

【歯周病検診マニュアル2015】目次

I 緒論

1. 歯周病検診の意義
2. 歯周病について

II 検診の実施方法

1. 対象者
2. 実施方法
3. 検診項目
 - (1) 問診
 - (2) 口腔内検査
 - (3) 検診結果の判定
4. 結果の通知・説明と結果に基づく指導
 - (1) 説明・指導の場の設定
 - (2) 検査結果の説明
 - (3) 判定に基づく指標
 - (4) 市町村への連絡
5. 記録の整備等
 - (1) 検診記録の整備目的
 - (2) 結果の分析と評価

III 関連通知

「参考資料」

2. 歯科医療施策について

(1) 歯科保健医療提供体制について

歯科医療提供体制の構築に向け、各都道府県が取り組めるよう、令和4年度から「歯科医療提供体制構築推進事業」を実施し、令和7年度は「歯科医療提供体制構築推進・支援事業」として事業を拡充し、引き続き予算を計上している。各都道府県においては、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築に向け、同事業の積極的な活用を御検討いただきたい。【PI 歯9】

また、令和2年度から、「歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業」において歯科保健医療データブックの作成を行っており、作成したデータブックを各都道府県・保健所設置市・特別区に配布している。各都道府県等における効果的・効率的な歯科保健医療施策の企画・立案に向けて、本データブックを活用いただきたい。【PI 歯9】

(2) 地域医療介護総合確保基金について

平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、病床の機能分化・連携に必要な基盤整備、在宅医療の推進、医療従事者等の確保・養成に必要な事業を支援している。歯科保健医療に関する事業についても、在宅歯科医療の体制整備や歯科衛生士・歯科技工士の確保対策など、地域の実情に応じて実施されたい。【PI 歯10】

(3) 開設届出のなされた歯科技工所一覧のホームページ等への掲載について

無届の歯科技工所において作成された補てつ物等は、衛生上有害なものとなるおそれがあるため、無届の歯科技工所に補てつ物の作成等を委託することがないように、これまでも注意喚起等の対応を依頼している（平成29年9月7日付け医政発0907第7号厚生労働省医政局長通知）。

しかしながら、いまだ、無届の歯科技工所が存在するとの情報が報告されていることから、改めて注意喚起等の対応を依頼するとともに、歯科医療機関等において、取引先の歯科技工所が開設の届出を出しているかどうかを的確に識別できるよう、都道府県等において、開設の届出がなされた歯科技工所について、管理番号を付与してホームページに一覧として掲載するよう依頼する通知を令和5年12月11日に発出した。【PI 歯11】

届出がなされた全国の歯科技工所を確認できるよう令和6年7月より、厚生労働省のホームページ上に、各都道府県等のホームページへのリンクを掲載したところ。令和6年12月現在、9割近くの都道府県等で既に対応をいただいているが、通知に準拠した方法での管理番号の付与は約5割にとどまっており、管理番号の付与についてもご対応いただくとともに、すでに廃業している歯科技工所についての実態調査等についても、引き続きお願いをしたい。【PI 歯11】

(4) 災害時の歯科保健医療提供の体制整備について

災害時の避難生活の長期化に伴う生活環境の変化による口腔内環境の悪化は、栄養状態の悪化等、被災者の全身の健康に影響を与える可能性があ

ることから、被災者に対する口腔の管理の重要性が認識されている。そのため、各地域においては、災害時における歯科保健医療体制の構築にも取り組まれない。

なお、平成 30 年度より、厚生労働省では、被災地域において歯科保健医療支援を行うチームを養成するため、人材育成の研修事業を補助事業（災害歯科保健医療チーム養成支援事業。令和 6 年度補助先：公益社団法人日本歯科医師会）として支援しており、令和 7 年度も引き続き支援する予定である。【P I 歯 12】

また、令和 6 年度補正予算において、災害時に避難所等において歯科医療又は口腔管理等の歯科保健医療活動の実施に必要な車両やポータブルユニット（携帯型歯科用ユニット）等の診療に必要な器具・器材の整備への支援（災害時歯科保健医療提供体制整備事業）を計上しており、地域の状況に合わせた体制整備に向け、積極的にご活用いただきたい。【P I 歯 13】

令和7年度当初予算案 3.2億円 (2.7億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ◆少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。
- ◆「骨太方針2024」においても、「歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む」との方針が示されている。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

① 歯科医療提供体制構築推進事業

各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会を設置し、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築するための取組を補助する。

【実施主体】都道府県
 【補助率】1/2相当定額
 【事業実績】5年度 10都道府県

補助対象事業のイメージ(案)

- ・NDB (National Database; レセプト情報・特定健診等情報データベース) やKDB (Kokuho Database; 国保データベース) 等を活用した地域の歯科保健医療提供状況に関する分析及び分析結果に基づく歯科医療提供体制(医科歯科連携体制の構築等を含む)の検討
- ・病院歯科と歯科診療所の機能分化や役割分担、かかりつけ歯科医の役割の位置づけ等に関する協議、検討
- ・口腔機能低下、摂食嚥下障害等の患者への食支援に関する多職種連携体制の構築
- ・障害児・者等への歯科医療提供体制、災害時・新興感染症発生時の歯科保健医療提供体制の構築

② 歯科医療提供体制構築支援事業【新規】

歯科医療提供体制の構築促進のため、各地域の課題解決に向けて実施する様々な事業を支援する。

【実施主体】都道府県、市町村、地域歯科医師会、大学等
 【補助率】1/2相当定額

<事業例>

- ① 歯科医療機関の機能分化・連携 例：歯科医師確保対策、歯科医師育成支援
- ② 病院歯科等の役割の明確化 例：地域の歯科診療所との連携(後方支援機能) リハ・口腔・栄養連携推進
- ③ 外来における医科歯科連携・多職種連携の推進
- ④ 障害児・者への歯科医療提供

歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業

令和7年度予算案 66百万円 (66百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・歯科保健医療に関する地域分析に必要なデータは、様々な統計データの中に分散していたり、NDBの歯科部分の分析はあまり行われておらず、**データ活用・分析が進んでいない。**
- ・歯科保健医療推進のため、自治体関係者が歯科保健医療関係データを活用できるよう、歯科保健医療に関する各種データや自治体の歯科保健事業の情報収集及び精査・分析を行い、歯科保健医療データブックの作成及び歯科保健医療情報提供サイトを運用。

令和7年度：引き続き、歯科保健医療データブックの作成するとともに歯科保健医療情報提供サイトを運用

2 事業の概要・スキーム、実施主体

歯科保健医療データブックの作成

【実施主体：入札により選定した事業者(株式会社等)】

- ・歯科口腔保健医療に関する施策立案に必要なデータの収集・分析
- ・収集データの見える化、解析ツール(データブック)の作成 → 都道府県等へ送付

※NDB: National Database

歯科保健医療情報サイトの構築・公開

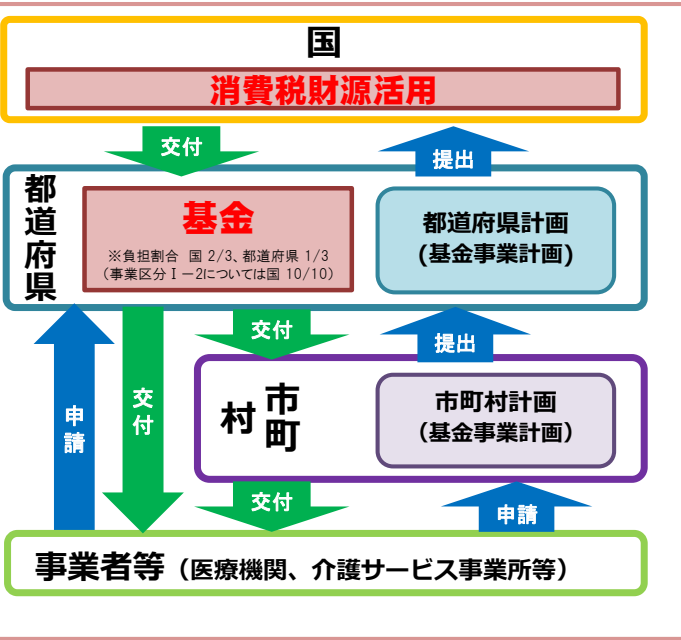
【実施主体：入札により選定した事業者(株式会社等)】

- ・【歯科保健医療情報サイトの運用】
掲載内容：歯科口腔保健に関する自治体事業の好事例(先進的な取組等)、自治体と大学・企業との連携取組事例、学術情報、自治体歯科口腔保健関連計画・条例、歯科保健関連統計データ等

【事業実績】・本事業で構築する情報共有サイトへのアクセス数 2年度8,934件、3年度16,359件、4年度14,798件、5年度20,177件

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏等を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の設備に関する事業

○地域医療介護総合確保基金における事業例（歯科関連事業のみ抜粋）

事業例	事業の概要
在宅歯科医療を実施するための設備整備	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要な、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。
医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施	医科・歯科連携を推進するため、がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病の早期治療等に有用な医科・歯科の連携に関する研修会の実施にかかる支援を行う。
歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備	歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。

地域医療介護総合確保基金における歯科医療関係の事業例

II 居宅等における医療（歯科医療）の提供に関する事業

都道府県	事業の概要
青森県	●在宅歯科医療連携室整備事業 在宅歯科医療を推進するため、県歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者に対する歯科診療所の紹介、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出を行う。
愛知県	●在宅歯科医療推進歯科衛生士研修事業 歯科衛生士養成施設などの関係機関・団体と連携し、歯科衛生士の就業支援サイト利用登録（歯科衛生士バンク）の推進、働きやすい職場環境整備に向けた講習会の開催、全身疾患や認知症等を有する在宅療養者に対応できる口腔ケア技術研修を開催する。

IV 医療従事者の確保に関する事業（歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士の確保）

都道府県	事業の概要
福島県	●歯科医業承継支援事業 県歯科医師会に歯科医業承継の相談窓口を設置し、承継の達成を目的としたセミナーの開催、県内外への制度周知、承継を希望（譲渡・開業）する歯科医師の相談、マッチング提案等を行い、譲渡を検討する歯科医師と新規開業を検討する歯科医師とのマッチングを支援し、承継による診療所開業のハードルを下げることに寄与することで、県内の歯科医師不足防止を図る。
山梨県	●歯科衛生士修学資金貸付事業 ・歯科衛生士修学資金貸付事業 5年間県内の医療機関で歯科衛生士として勤務することを条件に返還を免除する歯科衛生士修学資金の貸付を行う。 ・新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援研修 新人歯科衛生士や復職を希望する歯科衛生士有資格者等を対象として技術研修を行う。
三重県	●歯科技工士確保対策・資質向上事業 歯科技工士養成施設の在学者に対して修学資金を貸与することにより、県内への就業の促進を図るとともに、歯科医療安全、技術向上等に関する研修を実施することにより、事業所への定着及び早期離職防止を図る。

歯科技工士法第21条第1項の規定に基づく開設届出のなされた歯科技工所の一覧のホームページ等への掲載について（令和5年12月11日付医政局歯科保健課長通知）

背景

- 無届の歯科技工所において作成された補てつ物等は、衛生上有害なものとなるおそれがあるため、無届の歯科技工所に補てつ物の作成等を委託することがないように注意喚起等の対応を依頼（平成29年9月7日付け医政発0907第7号 厚生労働省医政局長通知）
- しかし、いまだ、無届の歯科技工所が存在するとの情報が報告されていることから、無届の歯科技工所に関する情報に接した際には、実態を調査した上、速やかに開設の届出を行うよう指導を徹底し、貴管下の歯科医療機関等が無届の歯科技工所と補てつ物等の作成等について取引を行うことがないように、改めて注意喚起するとともに、以下の内容を依頼。

通知の内容

- 国民に安心・安全な歯科補てつ物等を提供する観点から、歯科医療機関等が、取引を行う歯科技工所が開設の届出を出しているかどうかを的確に識別できるよう、**都道府県等に対して、届出がなされた歯科技工所について、管理番号を付与してホームページに一覧として掲載するよう依頼。**
- 届出がなされた全国の歯科技工所を確認できるよう令和6年7月（予定）より、**厚生労働省のホームページ上に、各都道府県等のホームページへのリンクを掲載する予定**としているため、それまでの間に対応いただくよう依頼。

【ホームページ等への掲載事項の例】

(1) 管理番号

＜例1＞①都道府県名＋②保健所名＋③歯科技工所の番号

＜例2＞①都道府県番号＋②保健所番号＋③歯科技工所の番号

(2) 届出歯科技工所名

(3) 歯科技工所の所在地

(4) その他、各保健所で必要とされる事項

＜例1＞

(1)管理番号	(2)届出歯科技工所名	(3)歯科技工所の所在地	(4)・・・
〇〇県-××-0001	〇〇歯科技工所	××市〇丁目〇番〇号	・・・
〇〇県-××-0002	△△デンタルラボラトリー	××市△丁目△番△号	・・・
・・・	・・・	・・・	・・・

＜例2＞

(1)管理番号	(2)届出歯科技工所名	(3)歯科技工所の所在地	(4)・・・
01-003-0001	〇〇歯科技工所	××市〇丁目〇番〇号	・・・
01-003-0002	△△デンタルラボラトリー	××市△丁目△番△号	・・・
・・・	・・・	・・・	・・・

HP掲載

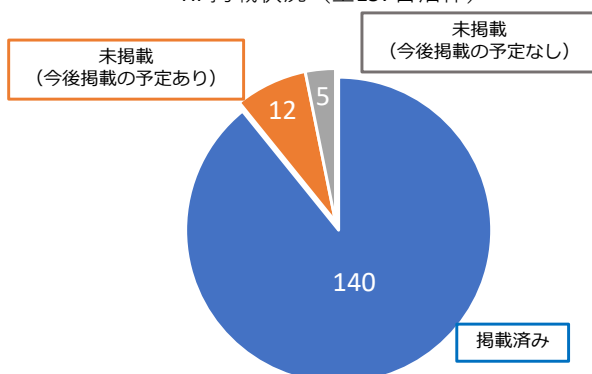
- 令和6年7月に、厚生労働省のホームページ上に、各都道府県等のホームページのリンクを掲載 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158505_00005.html

歯科技工所のホームページ掲載状況

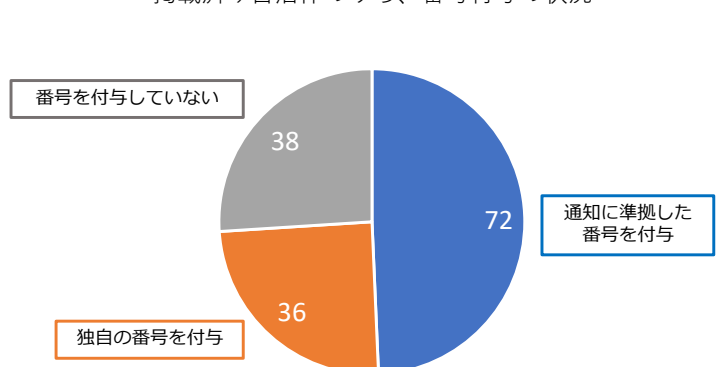
- 都道府県等に対して、届出がなされた歯科技工所について、管理番号を付与してホームページに一覧として掲載するよう依頼。また令和6年7月に厚生労働省のホームページ上に、各都道府県のホームページのリンクを掲載を予定。（令和5年12月11日付医政局歯科保健課長通知）
- 令和6年7月に、都道府県に対し歯科技工所の一覧のホームページ等への掲載状況の確認を実施。（令和6年7月2日付事務連絡）
- 令和6年7月31日に厚生労働省のホームページへ、各都道府県等のホームページのリンクを掲載。

※2024年12月12日時点

HP掲載状況（全157自治体）



掲載済み自治体のうち、番号付与の状況



災害歯科保健医療チーム養成支援事業

令和7年度当初予算案 5百万円 (5百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 被災地の歯科保健医療機能が回復するまでの間、避難所等において歯科保健医療支援を担うチーム(JDAT(日本災害歯科支援チーム))で活動を行う歯科医療関係者の養成(研修等)に必要な経費を支援する。

2 事業の概要

- 災害時に歯科保健医療支援を行うチーム(JDAT(日本災害歯科支援チーム))で活動を行う歯科医療関係者の養成のための研修を行う。
- 適宜、研修の実施に必要な標準的なテキストを見直す。

<受講対象者>

災害時に、歯科医療機関及び避難所等において歯科保健医療支援に関わる次のいずれかに該当する者

- ・ JDAT(日本災害歯科支援チーム)の活動の調整を行う歯科医師
- ・ JDAT(日本災害歯科支援チーム)の活動を行う(又は活動を予定する)歯科医療関係者(歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、業務調整員等)
- ・ 都道府県の災害時歯科保健医療関係部局の担当者
- ・ その他必要に応じて、災害時の歯科保健医療に携わる歯科医療関係者(JDAT(日本災害歯科支援チーム)と連携が想定される病院の歯科医師等)

<研修内容>

災害時に歯科保健医療支援を行う能力の向上を図るために実施する講義及び演習等

- ・ 災害時(主に急性期以降)の歯科保健活動(避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動、要援護者に対する口腔ケアや啓発活動等)やJDAT(日本災害歯科支援チーム)の役割・活動に関すること
- ・ 災害対策に係る歯科保健医療活動以外の保健医療活動を行うチームとの役割分担・連携等に関すること
- ・ 災害時の歯科保健活動以外の歯科医療活動(応急歯科治療、遺体の身元確認等)に関すること
- ・ 各地域におけるJDAT(日本災害歯科支援チーム)の養成に関すること

3 実施主体等

公益社団法人 日本歯科医師会(名宛て)

JDAT(Japan Dental Alliance Team: 日本災害歯科支援チーム)について

- 災害発生後おおむね72時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的としている。

チーム構成

○ 日本災害歯科保健医療連絡協議会(※)が出勤要請した歯科支援チームであり、歯科医師を含む職種により構成される。

○ 被災地域のインフラや保健医療社会資源の状況によって、派遣チームにおける適切な構成職種は異なり、時期に応じた要望にあわせての調整が行われる。

【チーム構成例】

- ・ 歯科医師2名、事務職1名
- ・ 歯科医師1名、歯科衛生士2名
- ・ 歯科医師1名、歯科衛生士2名、歯科技工士1名、事務職1名

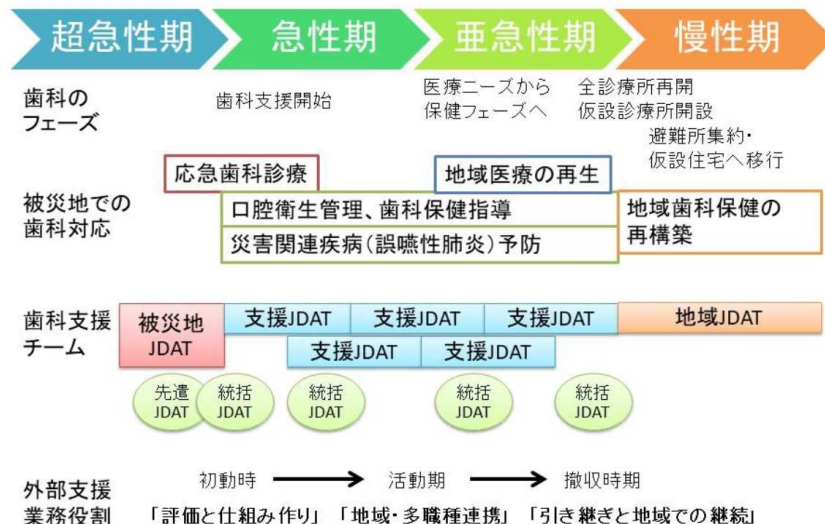
(※) 大規模災害時における体制の確立に向けて歯科関係団体同士が有機的に連携して認識の共有を図り、もって各団体が共通認識の下に、被災地の歯科医療救護や被災者の歯科支援活動を迅速に効率よく行うことを目的に設置されたもの。

事務局は公益社団法人日本歯科医師会に置かれており、日本歯科医師会のほか、
・ 都道府県歯科医師会
・ 公益社団法人日本歯科衛生士会
・ 全国行政歯科技術職連絡会
・ 一般社団法人日本私立歯科大学協会
・ 国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議
等で構成されている。

活動方針

- ・ 歯科医療支援(巡回診療・仮設歯科医療救護所)
- ・ 歯科保健支援(巡回口腔ケア・歯科保健啓発活動)
- ・ 被災地歯科保健医療専門職支援
- ・ 被災自治体支援
- ・ 情報収集・把握と発信・共有
- ・ その他、被災地からのニーズにあわせた支援

災害時の歯科対応・歯科支援チームと役割の推移



① 施策の目的

- 大規模災害時には、医療提供能力が長期間かつ広範囲にわたり低下することが想定される。加えて、給水制限等により日常の口腔ケアも困難になること等により、高齢者の誤嚥性肺炎等のリスクが高まるとの指摘もあることから、避難所等で歯科保健医療提供体制を確保することは重要である。
- 令和6年能登半島地震においても、JDAT(日本災害歯科支援チーム)が避難所等で活動するとともに、被害が大きかった地域においては歯科診療車を活用し臨時の歯科診療所を開設する等、被災者の口腔管理の支援が行われた。
- また、「骨太方針2024」においても、災害時における「歯科巡回診療」等の推進による医療の継続性確保に取り組む旨が明記された。
- 災害時においても、適切な歯科保健医療提供体制を確保できるよう、必要な設備整備を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○



③④ 施策の概要、施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 災害時に避難所等において歯科医療又は口腔ケア等の歯科保健医療活動の実施に必要な車両及びポータブルユニット(携帯型歯科用ユニット)等の診療に必要な器具・器材の整備を支援。(災害時以外は、在宅歯科医療や過疎地域等の巡回歯科診療等、平時に使用可能な状態で維持する)
- 実施主体：都道府県(都道府県において補助対象先を決定)

- | | |
|---|---|
| <p><車両(例)></p> <ul style="list-style-type: none"> 歯科医療機器等を搬送する移動車 歯科巡回診療車 | <p><歯科医療機器等(例)></p> <ul style="list-style-type: none"> ポータブルユニット ポータブルレントゲン オートクレーブ 浄水装置 発電機 |
|---|---|



歯みがき、お口のケアはあなたの命を守ります!

歯を削ぐために歯みがきを!
 ・歯は削ぐことで歯が弱くなり、虫歯や歯周病の原因になります。
 ・歯を削ぐことで歯が弱くなり、虫歯や歯周病の原因になります。

入れ歯をきれいにし、健康を保ちます。
 ・入れ歯をきれいにすることで、口臭や歯肉炎の原因を減らします。
 ・入れ歯をきれいにすることで、口臭や歯肉炎の原因を減らします。

ハブラシがいないとき
 ・歯ブラシがないときは、歯を削ぐことで歯が弱くなり、虫歯や歯周病の原因になります。
 ・歯ブラシがないときは、歯を削ぐことで歯が弱くなり、虫歯や歯周病の原因になります。

水が少ないときの歯みがき
 ・水が少ないときは、歯を削ぐことで歯が弱くなり、虫歯や歯周病の原因になります。
 ・水が少ないときは、歯を削ぐことで歯が弱くなり、虫歯や歯周病の原因になります。

石川県歯科医師会
 災害時歯科保健医療提供体制整備事業 参考：石川県歯科医師会HP

(参考：石川県歯科医師会HP)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 補正予算成立後、速やかに実施要綱等を発出し、都道府県へ交付
- 新たな災害に備え、円滑に歯科専門職を被災地に派遣できるよう、全ての都道府県で災害時の体制を整備